

事業所内保育事業（キッズアテンダント保育園）の廃止について

白井市家庭的保育事業等設置認可等要綱抜粋

（家庭的保育事業等の休廃止又は認可内容の変更）

- 第5条 家庭的保育事業等の設置認可を受けた者が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えてあらかじめ家庭的保育事業等休止（廃止）申請書（別記第4号様式）及び家庭的保育事業等休止（廃止）承認申請調書（別記第4号様式の2）を市長に提出しなければならない。
- 2 家庭的保育事業等の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、その旨を市長に、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（別記第5号様式）及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（別記第5号様式の2）により届け出なければならない。また、法人の場合、法人の代表者について変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（別記第5号様式）及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（別記第5号様式の3）を、その名称と所在地に変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（別記第5号様式）及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（別記第5号様式の4）により届け出なければならない。
- 3 市長は第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）承認書（別記第6号様式）を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- 4 市長は第2項の届出に対し、受理書（別記第8号様式）を交付するものとする。